

## 意見書概要

# 経済連携協定交渉に臨む「九つの基本原則」

## ～TPPをはじめとする高水準の協定交渉を進めよ～

経済連携  
委員会

委員長  
藤森 義明

今後、日本経済を成長軌道に導くためには、TPPをはじめとする経済連携協定交渉を進めていくことが不可欠である。経済連携委員会では、「日本政府が高水準の協定交渉に臨むにあたって基本原則とすべきことは何か」を整理し、「九つの基本原則」として意見書を発表した。

(4月25日発表)

### 基本原則 1. 協定を成長戦略の柱と位置付ける

これから日本が参加する協定は、人口減少が加速していく状況を踏まえれば、輸出や対内直接投資の増加など経済成長につながるものでなければならない。そのためには、予算、税制、法制上の措置をはじめ、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革、公共サービス改革(市場化テスト)、行政改革などの断行を促し、さらなる成長につながる成長戦略の柱として協定を位置付ける。

### 基本原則 2. 協定を産業競争力の強化につなげる

協定は製品に対する加盟国の関税を撤廃することにより、日本製品の価格面における公正な競争条件を確保するとともに、貿易・投資手続きの簡素化と統一を図ることが目的である。協定を梃子として、コスト削減やリードタイムの短縮につなげ、災害にも強い、円滑で効率的なグローバル・サプライ・チェーンを構築することで、日本の産業競争力の強化につなげる。

### 基本原則 3. 協定を農業の発展、国際競争力強化の梃子とする

農業については、農産物輸入による国内農業への影響に議論が偏りがちだが、安心・安全な品質をベースとした、農産物輸出を推進する攻めの姿勢を忘れてはならない。農産物が、その他の物品やサービスとともに、諸外国の農産物との国際競争に打ち勝つため、協定を、若者を含め新たな担い手の農業への参入や、兼業農家の専業農家化、農業の生産性向上などによる農業の発展、国際競争力強化の梃子とする。

### 基本原則 4. 高水準で包括的な協定とする

物品貿易の全品目について即時または段階的な関税撤廃を原則とする高水準の協定を目指すだけでなく、サービス貿易や非関税障壁(政府調達、投資、知的財産権保護、競争政策など)のルール作りのほか、環境、労働、介護、看護、横断的事項といった新しい分野も包括的に対象とし、既存のEPAの諸要素をより深化させる協定を目指す。

### 基本原則 5. 公正かつ自由で対等な競争条件と競争環境を確保する

すべての市場参加者に公正かつ自由で対等な競争条件を確保することは、WTOの基本原則であるだけでなく、高水準の協定を確立する上での大前提である。すべての市場参加者とは、民間企業はもとより、市場競争に参加している国有・国営企業

であり、これらの企業間での公正かつ自由で対等な競争条件を確保する。また、加盟国の輸出品が海外市場で不公正な保護主義政策の対象になることを回避する、公正かつ自由で対等な貿易ルールが必要である。そのためには、仲裁制度の導入等を含む公正な法的環境の整備等を通じ、公正かつ自由で対等な競争環境を確保する協定とする。

### 基本原則 6. 公正で透明性の高い市場へのアクセスを確保する

新興国を中心に需要が増加するインフラ整備には、高い技術力やノウハウが必要であり、各国は政府調達市場を開放することが求められる。また、公正な政府調達市場の確保は、政府資金の効果的活用と民間事業者間の公正な競争を促し、経済全体の効率化にもつながる。そこで、政府調達市場における非関税障壁を排除するとともに、透明性が高く非差別的なアクセスを確保することにより、加盟国の政府調達市場の開放を促進する協定を目指す。

### 基本原則 7. 輸出制限の禁止を確保する

日本は食料・資源の多くを輸入に依存しているため、将来にわたり安定した海外調達先を確保することが、安全保障上の重要課題である。協定は、輸出国の利益を重視する傾向になりがちであるが、輸入国の利益を損なうことがないように、バランスの取れたものにすべきである。GATT(関税および貿易に関する一般協定)の第11条「数量制限の一般的廃止」は、輸出入の区別なく自由貿易の制限を原則禁止する旨を規定しており、高水準の協定においても、同様の原則を明記する。

### 基本原則 8. 相互の利益に資する協力を積極的に促進する

日本がこれまで締結した協定において規定されている相互協力に関する事項は、今後締結する協定においても規定する。具体的には、参加国が例えば中小企業等の相互支援を積極的に行うことや、参加国の関係団体の協力を奨励し、円滑にすることが求められる。これにより、参加国の国民の福祉に資するとともに、参加国間の緊密かつ安定的な経済関係の構築に寄与する。

### 基本原則 9. オープンで柔軟な協定とする

今後、できる限り多くの国々の協定への参加を可能とするために、高水準の自由化を目指すことを除いては、交渉参加に当たって制限を設けない、オープンかつ柔軟で、技術革新や新たなビジネスモデルの創造に対応できるプロセスを取り入れた「生きた協定」にする。

\*詳しくは、<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2012/120425a.html>